

# 令和6年度 退職互助部のしおり

～大切に保管してご活用ください～

下記の場合は、必ずご連絡ください。

- ◎ 住所、電話番号、振込口座等に変更があったとき
- ◎ 健康保険が変更になったとき（70歳未満の方のみ）

※変更にかかる届出書類は次のとおりです。ご連絡により送付いたします。  
（互助会のホームページからダウンロードもできます。）

- 住所、電話番号、振込口座の変更・・・「特別会員等登録事項変更届」
- 健康保険の変更・・・・・・・・・・・・・・・・「健康保険加入届」

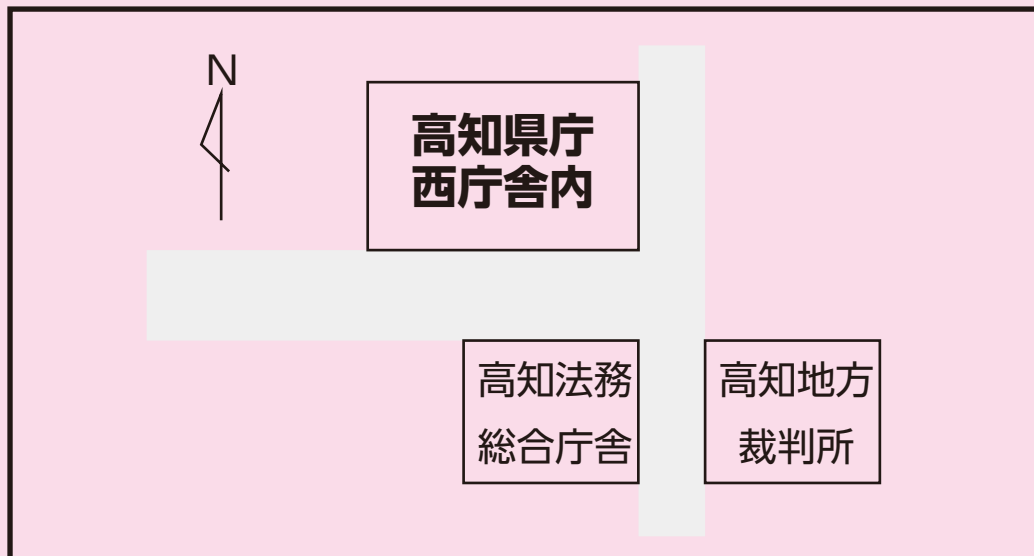
【連絡先】 〒780-0850  
高知市丸ノ内1丁目7-52  
高知県教育委員会事務局教職員・福利課内  
一般財団法人高知県教職員互助会事務局  
TEL：088-821-4917 FAX：088-872-1227  
互助会ホームページ URL <https://www.kokyogo.jp/>

## □■□ 退職互助部相談室 □■□

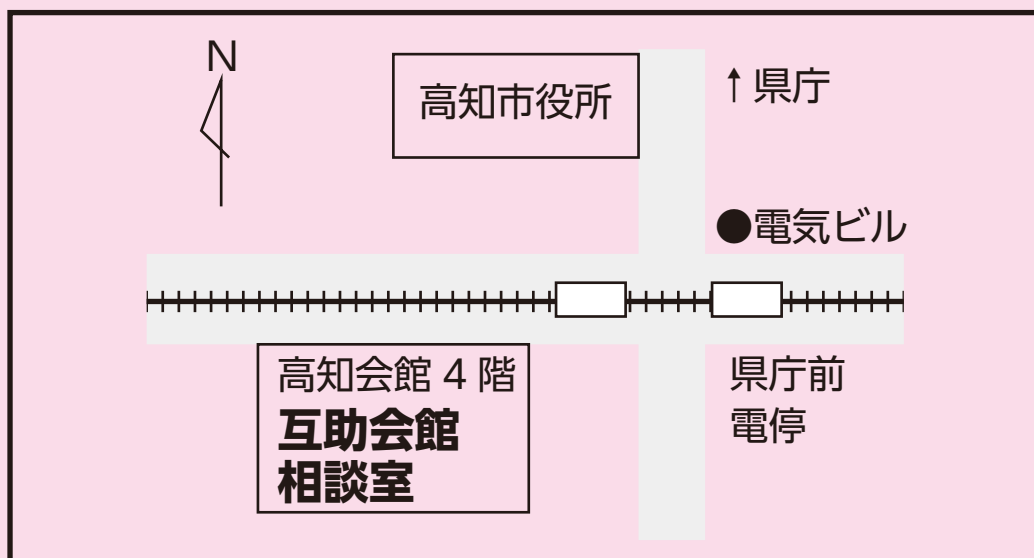
中央地区	西部地区
◎相談員 さわもと みつお 澤本 光男	◎相談員 やまさき としひこ 山崎 利彦
◎場 所 〒780-0870 高知市本町5丁目6-42 公立学校共済組合高知宿泊所 （高知会館）4階 中央相談室 TEL088-872-5714	◎場 所 〒787-0028 四万十市中村山手通19 高知県幡多総合庁舎3階 幡多相談室 TEL0880-34-1443
相談室は、退職互助部の給付等に関することや「悩みごと」、「心配ごと」 など生活に関する相談をお受けしています。 プライバシーは必ず守りますので、お気軽にご相談ください。	

# 事務局等周辺地図

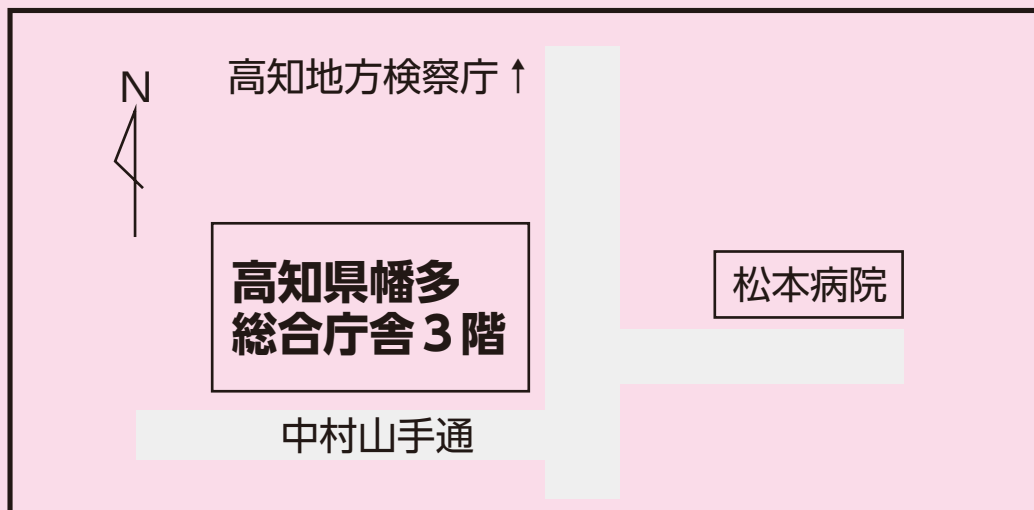
## ● 高知県教職員互助会事務局



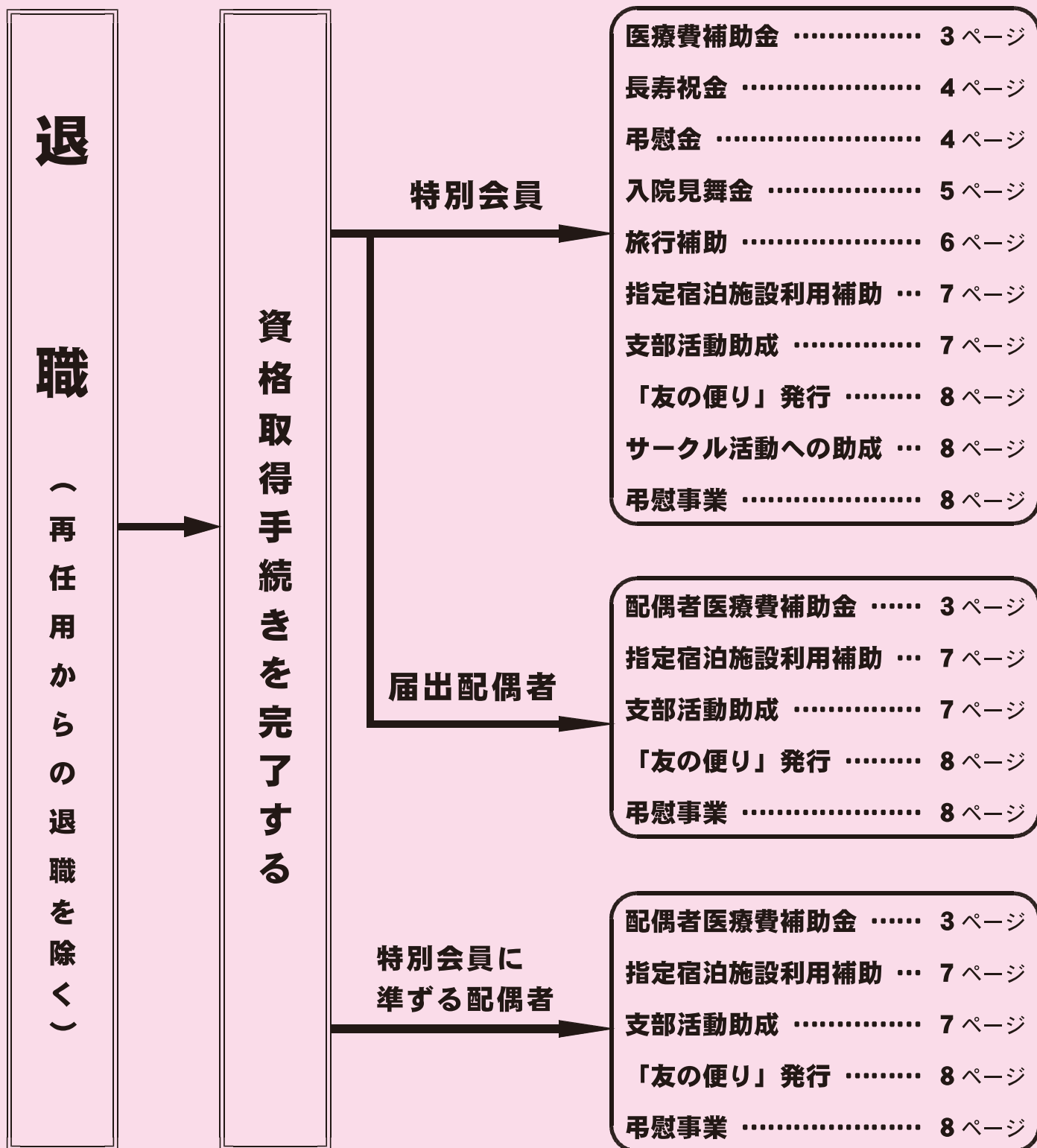
## ● 中央相談室



## ● 幡多相談室



# こんな給付があります



◎特別会員・・・45歳以上で退職して、退職互助部の掛金を完納された方

◎届出配偶者・・・特別会員への加入の際に、配偶者として届出された方

◎特別会員に準ずる配偶者・・・現職会員が45歳以上で死亡退職したとき、配偶者で加入手続きを取られた方

# 規定給付

(請求期間は3年です)

## 医療費補助金・配偶者医療費補助金

### 対象となる方

◎特別会員と特別会員に準ずる配偶者 (45歳から70歳になる月まで)

◎届出配偶者 (45歳から70歳になる月まで)

※加入されている健康保険の記号・番号等を届け出ている方。

※健康保険が変更になったときは、必ず互助会事務局までご連絡ください。

### 給付対象

月ごと、医療機関ごとの健康保険での自己負担額(3割負担以内、支給対象額の上限は高額療養費の自己負担限度額)

### 給付金額

月ごと、医療機関ごとを1件として下記の金額を給付します。

◎特別会員と特別会員に準ずる配偶者

(自己負担額 - (1,000円 + 100円未満の端数)) × 0.75

◎届出配偶者

(自己負担額 - (2,000円 + 100円未満の端数)) × 0.75

### 請求方法と必要な書類

◎自動給付となる場合(請求手続なし)

- ・高知県内の市町村で国民健康保険に加入し、市町村からの医療費情報の提供に同意いただいた方
- ・公立学校共済組合高知支部の組合員(任意継続を含む)またはその被扶養者(被保険者が配偶者のときのみ)である方

◎請求手続が必要となる場合

- ・上記以外の健康保険(全国健康保険協会や私学共済など)に加入している方は、医療費補助金・配偶者医療費補助金請求書と医療機関の領収書(写し可)をセットにして、診療月の翌月以降に提出してください。

※互助会事務局へご連絡いただけたら請求書を送付します(当互助会のホームページからダウンロードもできます。ただし、カラープリントしたもののみ可)。

## 長寿祝金

### 対象となる方及び給付金額

下記の年齢に達した特別会員が対象です。

- ◎満70歳に達した時・・・10,000円
- ◎満77歳に達した時・・・20,000円
- ◎満88歳に達した時・・・50,000円
- ◎満99歳に達した時・・・100,000円

### 給付方法等

自動給付なので請求手続は不要です。

該当年齢に達する日の属する月の初日に特別会員である方に、その月末に給付します。

## 弔慰金

### 給付金額

特別会員が死亡したとき、次のとおり遺族に給付します。

- ◎退職後1年以内に死亡した時・・・・・・・・・・70,000円
- ◎退職後1年を過ぎて2年以内に死亡した時・・・・・・・・50,000円
- ◎退職後2年を過ぎて死亡した時・・・・・・・・・・20,000円

### 請求方法と必要な書類

下記の必要書類を互助会事務局まで提出してください。

#### ◎弔慰金請求書

互助会事務局へご連絡いただけたら送付します（当互助会のホームページからダウンロードもできます）。

#### ◎埋火葬許可証の写し

◎亡くなられた会員との続柄を証明する書類（戸籍等、コピー可。届出配偶者または特別会員である配偶者が請求者となる場合は不要です。）

# 厚生事業

実施期間  
令和6年4月1日  
～令和7年3月31日

(請求が必要な給付は、原則実施期間内に請求してください)

**入院見舞金** ( 給付金額 1日につき 2,000円 )  
上限30日 60,000円

## 対象となる方

- ◎70歳以上の特別会員
- ◎70歳未満で障害者手帳(身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている特別会員

## 給付対象となる入院

令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に、同じ医療機関で連続して5日以上入院をした場合です。  
※介護保険での入所は対象になりません。

## 給付金額

入院の初日から、1日につき2,000円です。ただし、4月1日から翌年3月31日までの間で30日分が上限です。

## 必要な書類

- ◎入院見舞金請求書  
互助会事務局へご連絡いただけたら送付します(当互助会のホームページからダウンロードもできます)。  
※複数の入院期間・医療機関の請求をする場合でも、入院見舞金請求書は1枚でかまいません。
- ◎領収書(入院期間が明記されているもの。写し可。)  
※領収書がない場合は、退院証明書か診断書でも可(入院期間の明記があるものに限る。写し可。)
- 障害者手帳の写し(70歳未満の方のみ)
- 登記事項証明書(後見人の方のみ。初回請求時6ヶ月以内に発行のものを添付、写し可)

## 請求方法と請求期限

必要書類を互助会事務局まで提出してください。  
原則として令和7年3月31日までに請求してください。ただし間に合わないものについては、最終期限を令和7年5月15日(必着)とします。

## 旅行補助（給付金額 10,000円）

### 対象となる方

退職して1年以上経過している特別会員が対象です。

ただし、この給付を受けられるのは3年に1回ですので、過去2年度（令和4年4月1日～令和6年3月31日）の間に出発した旅行でこの給付を受けた方は対象になりません。

### 給付対象となる旅行

令和6年4月1日～令和7年3月31日に出発した旅行で、1回の旅行が1泊2日以上および特別会員1人分の自己負担額が3万円以上である旅行です。

### 対象となる費用

◎宿泊費 ◎交通費（ガソリン代・有料道路料金・駐車場代は対象外）

※飲食代・イベント等参加費・施設入場料・宅配料・お土産代・各種入会費等は対象外です。

### 必要な書類

◎旅行補助請求書

互助会事務局へご連絡いただけたら送付します（当互助会のホームページからダウンロードもできます）。

◎領収書

特別会員名・1人分3万円以上の自己負担額が分かる領収書。写し可。

※日程表や明細書等がある場合は、できるだけ一緒に送ってください。旅行費用と分かりかねる場合は、明細書等を追加でご提出いただく場合があります。

注意！領収書の宛名は、請求をされる特別会員本人名（複数名分の場合は連名）で発行してもらってください。

### 請求方法と請求期限

旅行終了後に、必要書類を互助会事務局まで提出してください。

原則として令和7年3月31日までに請求してください。ただし間に合わないものについては、最終期限を令和7年5月15日（必着）とします。

## 厚生事業

### 指定宿泊施設（高知会館）利用補助

#### 対象となる時

高知会館で宿泊されたとき。（何回でも利用できます。）

#### 補助金額

1人1泊につき1,500円です。

#### 利用方法

高知会館のフロントでお名前と特別会員番号を申し出てください。

宿泊料金から差し引きます。

※退職してすぐに利用されたときは、特別会員資格の取得手続き中のため、高知会館で会員資格が確認できない場合があります。その場合は、高知会館のフロントで請求書をお渡ししておりますので、領収書といっしょに互助会事務局までご提出ください。

### 支部活動助成

#### 事業内容

会員の皆さまが親ぼくとコミュニケーションを図るために、支部別にお世話をさせていただく方をお願いして、いろいろな催物や集いをいたします。

※お世話をいただく各支部の支部長から、そのつど案内があります。

支部名	対象市町村名
安芸	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
香美	香南市、香美市
土長南国	南国市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
高知	高知市（旧春野町を除く）
吾川	いの町、旧春野町、旧池川町、旧吾川村
高岡	土佐市、須崎市、佐川町、越知町、中土佐町、津野町、橋原町、旧窪川町、日高村、旧仁淀村、
幡多	四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、旧大正町、三原村、旧十和村

※特別会員支部活動に参加する特別会員について、そのつど、支部が保険に加入する手続きをとります。



## 「友の便り」発行

### 事業内容

会員の皆さまがお互いの無事を喜びあい、絆を確かめあうため「友の便り」を発行します。（本年度は吾川支部・高岡支部・幡多支部です。）

## サークル活動への助成

### 事業内容

特別会員が主催するサークルで、特別会員及び特別会員の配偶者（届出配偶者）が10名以上（構成員の半数以上が特別会員であること。）で構成するサークルがサークル活動に使用する高知県内の会議室の借上料の一部を助成します。

### 利用方法

令和6年6月3日までに令和6年度退職互助部特別会員サークル活動助成金の交付申請書を互助会事務局に提出してください。

※交付申請書が必要なときは、互助会事務局までご連絡ください。

## 弔慰事業

### 事業内容

高知県内在住の特別会員とその届出配偶者が死亡したとき、その方が居住する地区の世話人が互助会を代表し哀悼の心を表します。

◎特別会員が死亡したとき・・・10,000円

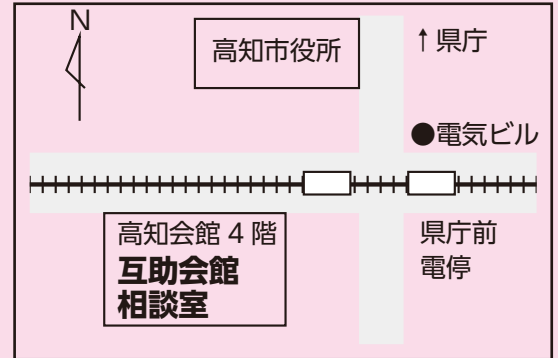
◎届出配偶者が死亡したとき・・・5,000円

### 利用方法

互助会事務局または各支部までご連絡ください。

## 互助会館

公立学校共済組合高知宿泊所（高知会館）4階の一室（高知市本町5丁目6-42）を借上げています。サークル活動を通じた親ぼくと交歓の場としてご利用ください。



## 利用方法

中央地区の退職互助部相談室（高知会館4階）で利用申し込みの手続を受け付けています。

TEL 088-872-5714

### 〔利用の手順〕

1. 利用団体登録のため、中央相談室に届出書を提出してください。  
※はじめて利用する団体は、必ず互助会事務局までご連絡ください。
2. 利用団体登録の審査終了後、互助会事務局から利用許可証を送付します。
3. 利用月の前月の20日までに利用申込書を中央相談室に提出してください。  
※利用を取り止める場合は、速やかに「中央相談室」までご連絡ください。
4. 利用当日は、高知会館フロントに「利用許可証」を提示し、鍵を受け取ってください。
5. 互助会館備え付けの利用簿への記入及び互助会館利用後の施錠、高知会館フロントへの鍵の返却等を忘れずをお願いします。

## その他

◎予算書及び決算書については、互助会のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

◎この「退職互助部のしおり」は互助会のホームページでもご覧いただけます。